



鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年(令和6年) July 7月号

鹿児島県の労働市場戦略は健康経営と子育て支援で



曾我どんの傘焼き

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 鹿児島県の労働市場戦略は健康経営と子育て支援で……………2
 労務管理あれこれ ～新しい働き方・休み方を
 実践するため年次有給休暇を活用しましょう……………3～4
 STOP！熱中症……………4
 労働保険年度更新申告書の提出についてのお願い……………5
 助成金は電子申請をご活用ください……………6
 令和6年5月末（速報値）業種別死傷災害発生状況……………7

就活ハラスメントについて……………8～9
 令和6年 賃金構造基本統計調査にご協力ください……………10
 アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン中です…11
 もっと自分らしい 働き方 休み方……………12
 全衛連総合精度管理調査結果について……………13
 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内……………13
 第83回全国産業安全衛生大会のご案内……………14
 令和6年8月、9月の講習開催のご案内……………15～16

さくらじま

雨の降る週末の午後、予定もなく時間を余していた私。

そんなとき、テレビレコーダー

が目飛び込んできた。

「そうだ、録画していたドラマも見よう」と思い、ビデオのリモコンを手にした。最近のレコーダーは機能が充実しており、新番組のドラマまで自動で録画してくれる。

録画済みのドラマ一覧を眺めていると、ふと変わったタイトルが目にとまった。「何？これってどんなドラマ？」と思いつつ、第1話を再生した。

物語は、家族からは敬遠され、会社でも部下から距離を置

かれる中年サラリーマンの主人公が、自身の古い価値観に気づき、LGBTQ、推し活、二次元LOVEなど、今の時代の価値観を理解しようと少しずつアップデートしていく姿が描かれていた。

最終話まで一気に見終えると、自分の中にある様々な価値観が時代の変化に対応できているのか、常識や偏見について考えさせられた。パソコンなどの電子機器のようにアップデートするのは容易なことではないかもしれないが、自分なりに少しずつでもアップデートしなくてはいけないと感じた。

たまには、こんな週末の時間の過ごし方も悪くないと思った。



鹿児島県の労働市場戦略は健康経営と子育て支援で

鹿児島県産業保健総合支援センター産業保健相談員
鹿児島純心大学名誉教授 徳永龍子

日本は少子化、多死で急激な人口減が加速している。急速な人口減は、社会や経済の活力を奪い、労働市場、行政機能や地域の維持も難しくする。地方都市は深刻な人手不足となっている。

大都市圏での給与が上昇すると、地方からの人口流失は加速する。地方も大都市圏・大企業に負けない給与上昇をとのかけ声もあるが、実現は容易ではない。

ならば、地方は給与の額ではなく、実質的な暮らし易さをアピールする国土交通省「経済的豊かさ」を戦略として考えてみる。豊かさの上位10県は、三重県、富山県、山形県、茨城県、福井県、徳島県、新潟県、鳥取県、岐阜県、岡山県の順である。上位県は、子育て支援、教育、健康増進に力を入れ共働き世帯割合が高く世帯所得が高い。それに比べ社会保険料や税金が中下程度、食料、家賃、光熱水費及び通勤費用は中程度の県が多い。東京都は、給与が高いが生活コストも高く経済的豊かさは最下位である。

鹿児島県は、共働き世帯割合が平均以下で全世帯所得は43位と低い。一方、社会保険料や税金、食料、家賃、光熱水費及び通勤費用共に低いため経済的豊かさは30位と上がる。鹿児島県が今後経済的豊かさを増すには、子育て支援、教育、健康増進を強化して共働き世帯増により世帯所得を増やして、生活コストが低い強みを活かせば経済的豊かさが手に入る。

第1のポイントは、従業員の健康増進を経営的観点から考え戦略的に実践する「健康経営」から。現在、「健康経営」に取り組んでいる企業従業員数は、日本全体の約15%まで拡大してきた。経済産業省では、3月大企業2,988社、中小企業16,733社を「健康経営優良法人2024」に認定した。その手法は、社長を含む経営会議等で経営として改善を継続する仕組みをつくり、従業員の理解を得て実施している。実施企業では、働き方改革とDXで労働時間を減らし、良質な睡眠の確保などで労働者の健康増進や食事改善や運動等企业なりの工夫がある。その成果は、従業員の人材定着率や生産性が高く、高ストレス者割合が低く、長く生き生きと働ける人が増え労働力不足を補い、企業価値の向上につながっている。厚生労働省は2024年度に、社員の健康増進を図る中小企業に補助金給付を新設する。利活用を図りたい。

第2のポイントは、子育てに優しい雇用・労働・社会慣行による超低出生率の転換である。若者は、「育休を取って子育てをしたい」との回答は男女とも60%で半数以上である（マイナビ24年卒学生調査）。政府の「こども未来戦略」では、2023年12月若年層の所得向上を掲げ、賃上げや処遇改善、能力開発、円滑な労働移動などに官民あげて取り組むとした。雇用では、いったん非正規になっても正規への転換をしやすくし、正社員と非正規社員、男性と女性の賃金格差の是正努力が実現すれば若者の未来が開ける。子育てと労働の両立支援には、正社員の長時間労働が前提では育児休業や時短勤務制度を手厚くしてもキャリアとの両立は困難となる。また、社会慣行として女性に偏る家事・育児負担を減らすため厚生労働省は、従業員100人超の企業に男性の育児休業取得率（2022年度17.1%）の目標値設定と公表を義務付け、遠慮せず休める子育て支援体制を促す企業の意識改革と体制整備を促進する。さらに、2024年度から育休で休む同僚の仕事をする社員に手当を出す中小企業への助成額が拡大される。2021年調査では家事や育児を夫が平日に4時間以上すると、妻が出産後も同じ仕事を続けている割合が8割に達した。（厚生労働省調査）一方、2024年の鹿児島県の男女平等度は40位、共働き日本1の福井県はこちらも1位である。女性も高齢でも働ける環境整備は、少子化、人口減及び人手不足対策にもなる。変革の視点と、求人、転職と企業とのマッチングによる住やすい環境づくりは、社会や経済や地域の維持に繋がる。

第3のポイントは、少子化・人口減対策の財源確保問題に国民が向き合うこと。老若男女国民全体が働き納税するのが当たり前の政府運営になれば、子育て支援国民一人当たり1万2千円～2万円程度の負担増に留まる。安定的な財源を確保する努力を怠ると、現状でも著しく高い国債残高の国内総生産（GDP）比はさらに高まる。今後大規模な自然災害が起きた時など真の財政政策が必要な局面で、財政政策が発動できない可能性がある。置かれた環境の中でのポジティブ思考、行動、根気、粘り強さで人生をコントロールする。楽観的に挑戦し成果を出す総合的な対策に向けて議論を深める事ができる時だ。（中央公論3月号白川方明氏、週刊エコノミスト2月6日号松浦司氏参考）

労務管理あれこれ

（新しい働き方・休み方を実践するため年次有給休暇を活用しましょう）

鹿児島労働局監督課

（Q）従業員50名程度のスーパーですが、夏に年次有給休暇を活用して連続休暇を取りたいと考え、以前（令和5年12月号）、正職員の付与日数とパートタイム労働者の比例付与、年5日以上の実績取得について教えてもらったのですが、上手に取得してもらうためのよい方法がないか教えてください。

（A）次の活用方法がありますので、検討してみてください。

【年次有給休暇の計画的付与制度を導入】

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定した活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

年次有給休暇の日数のうち5日は従業員が自由に取得できる日数として必ず残しておかなければなりません。このため、対象となるのは年次有給休暇の日数のうち、5日を超えた部分となります。例えば、年次有給休暇の付与日数が10日の従業員に対しては5日、20日の従業員に対しては15日までを計画的付与の対象とすることができます。

なお、前年度取得されず次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

また、活用方法には一斉付与方式と交替制付与方式などがあります。一斉付与方式は全従業員に対して同一の日に付与（定休日など営業しない日に全従業員を休ませる。）するもので、交替制付与方式は班・グループ別に交替で付与（営業しながら、各部署の一部の労働者単位で休ませる。）するものです。

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定（一斉付与方式例）

〇〇株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関し次のとおり協定する。

第1条 当社の〇〇店に勤務する従業員が有する令和〇年度の年次有給休暇のうち5日分については、次の日に与えるものとする。 〇月〇日、△月△日、□月□日、・・・

第2条 従業員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が5日に満たないものについては、その不足する日数の限度で、前項に掲げる日に特別有給休暇を与える。

第3条 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第1項に定める指定日を変更するものとする。

令和〇年〇月〇日 〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇
〇〇株式会社従業員代表〇〇〇〇

※労働者の過半数による労働組合がある場合は、労働組合代表者が協定当事者になります。

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定（交替制付与方式例）

〇〇株式会社と〇〇従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関し次のとおり協定する。

第1条 各部署において、その所属の従業員をA、Bの2グループに分けるものとする。その調整と決定は各部署長が行う。

第2条 各従業員が有する令和〇年度の年次有給休暇のうち5日分については、各グループの区分に応じて、次表のとおり与えるものとする。

Aグループが 8月5日～9日 Bグループが 8月12日～16日

第3条 従業員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が5日に満たないものについては、その不足する日数の限度で、前項に掲げる日に特別有給休暇を与える。

第4条 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第2項に定める指定日を変更するものとする。

令和〇年〇月〇日 〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇
〇〇株式会社従業員代表〇〇〇〇

※労働者の過半数による労働組合がある場合は、労働組合代表者が協定当事者になります。

【時間単位の年次有給休暇を活用】

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

(労使協定で定める事項)

- ① 時間単位年休の対象者の範囲(対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。)
- ② 時間単位年休の日数（1年5日以内の範囲で定めてください。)
- ③ 時間単位年休1日分の時間数(1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。)
- ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数（2時間単位など1日の所定労働時間を上回らない整数の時間帯を定めてください。)

年次有給休暇の時間単位での付与に関する労使協定（例）

〇〇株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関し次のとおり協定する。

第1条 すべての労働者を対象とする。

第2条 年次有給休暇を時間単位取得することができる日数は5日以内とする。

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇

〇〇株式会社従業員代表〇〇〇〇

※労働者の過半数による労働組合がある場合は、労働組合代表者が協定当事者になります。

【半日単位の年次有給休暇を活用】

半日単位（0.5日）の年次有給休暇の付与は、年次有給休暇の取得促進の観点から、労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、労使協定がなくても、日単位の取得の阻害とならない範囲で取得が可能です。

【就業規則】

年次有給休暇の計画的付与制度の導入、時間及び半日単位の付与の活用については、就業規則に規定する必要があります。

職場の熱中症予防のためのチェックシート

あなたの職場の対策は万全か、点検してみましょう！

<input type="checkbox"/> ①暑さ指数(WBGT)を把握していますか	WBGT基準値を大幅に超える場所で作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。
<input type="checkbox"/> ②休憩場所は整備していますか	涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物や設備(氷、おしぼり、シャワー等)なども備えましょう。
<input type="checkbox"/> ③緊急時に搬送を行う病院を把握していますか	近隣の病院、診療所の情報を把握した上で、救急処置の手順を関係者に周知しましょう。
<input type="checkbox"/> ④熱に慣れ、環境に適応するため、暑熱順化の期間を設けていますか	暑さに慣れていない場合は、7日以上かけて日常生活の中で無理のない範囲で汗をかきような運動や入浴をしましょう。
<input type="checkbox"/> ⑤自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか	水分や塩分の摂取を確認する表を作るなどして摂取状況を確認し、徹底を図りましょう。
<input type="checkbox"/> ⑥労働者に、透湿性・通気性のよい服や帽子を着用させていますか	クールジャケット、日よけ用の帽子、冷却グッズなどを活用しましょう。
<input type="checkbox"/> ⑦糖尿病などの疾病や睡眠不足、体調不良など労働者の健康状態に配慮していますか	朝礼などの際に、労働者の体調を確認し、熱中症の発症リスクが高い場合は必要に応じて作業の配置換え等を行しましょう。また、作業中も健康状態に留意しましょう。
<input type="checkbox"/> ⑧熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか	作業管理者や労働者に対し、熱中症の症状や予防方法、緊急時の救急処置等について教育を行いましょう。
<input type="checkbox"/> ⑨身体を冷却できるアイススララー(流動性の氷状飲料)などを準備していますか	体温上昇を抑えるため、アイススララーなどを作業開始前や休憩時間中に摂取してプレクーリングを行いましょう。

中央労働災害防止協会(中災防)は、熱中症予防のための図書・用品をご用意しています。

図書、用品のお問い合わせは **出版事業部**

TEL 03-3452-6401 (受注専用)

URL <https://shop.jisha.or.jp/>

特設サイトはこちら [中災防 STOP! 熱中症](#) [検索](#)

STOP! 熱中症

暑さ指数(WBGT)を確認しましょう

作業開始前にあらかじめ深部体温を下げるプレクーリングを取り入れましょう

厚生労働省と中央労働災害防止協会(中災防)は、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(令和6年5月1日~9月30日)を積極的に展開し、職場の取組みをサポートします。

熱中症は適切な作業管理、作業環境管理、健康管理や労働衛生教育を行うことで、防ぐことができます。

適切な予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

全ての働く人々に安全・健康を - Safe Work, Safe Life -

特別民間法人 **中央労働災害防止協会(中災防)**

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

[TEL] 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp

お問い合わせは総務課 広報課まで

労働保険年度更新申告書の提出 についてのお願い

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための手続きです。

令和6年度も会場を設営しての収集を行わないこととなっておりますので、郵送（同封の提出用封筒使用）または電子申請による申告のご協力をお願いします。年度更新申告書は、記入漏れがないよう提出前にもう一度ご確認ください。

なお、年度更新申告書の審査の事務の一部を外部委託しておりますので、申告内容について委託業者から照会させていただきますことがあります。

今年度の申告・納付期限は、**7月10日（水）までとなっております。**期限内の申告・納付にご協力をお願いします。（※申告書の提出が遅れますと、法令により、保険料と追徴金（10%）の徴収が決定（認定決定）される場合があります。）

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21
鹿児島労働局 労働保険徴収室
電話 099 (223) 8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きが負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が、企業全体で、

- * 金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
- * 卸売、サービス業で1人以上100人以下
- * その他の事業で1人以上300人以下

であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ① 労働保険料の申告・納付に関する事務
- ② 労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤ 一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ① 事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ② 労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することが出来ます。
- ③ 労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
- ④ その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとっては、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ

* 鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。
（鹿児島労働局トップ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→労働保険事務組合制度）

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室
（住所）鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
（電話）099-223-8276

助成金は電子申請をご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

雇用関係助成金ポータルでは、厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請が行えます。http://www.esop.mhlw.go.jp

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- ①雇用維持関係
・雇用調整助成金
- ②在籍型出向支援関係
・産業雇用安定助成金
- ③再就職支援関係
・早期再就職支援等助成金
- ④雇入れ関係
・トライアル雇用助成金
・地域雇用開発助成金
- ⑤雇用環境の整備関係
・人材確保等支援助成金
・通年雇用助成金
・キャリアアップ助成金
- ⑥仕事と家庭の両立支援関係
・両立支援等助成金
- ⑦人材開発支援関係
・人材開発支援助成金

POINT① 利便性の向上

来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

POINT② 負担の軽減

一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます

POINT③ いつでも使える

窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年4月分】

県内有効求人倍率 1.21倍（前月比0.01P増加）

全国平均有効求人倍率 1.26倍（前月比0.02P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.07倍（前年同月比0.03P増）

全国正社員有効求人倍率 0.96倍（前年同月比0.02P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用と与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金のご案内

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）】

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

○お問い合わせ先 職業対策課 助成金第一係 TEL：099-219-8713

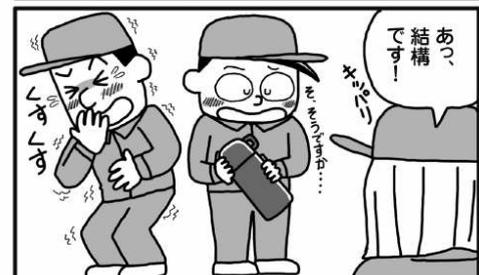
【人材開発支援助成金】

事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施させた場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース】

雇用する短時間労働者が、新たに社会保険の被保険者となった際に、賃金総額を増加させる等の取組に対して助成します。

○お問い合わせ先 職業対策課助成金第二係 TEL：099-219-5101



令和6年5月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種		業種別死傷災害発生状況							
		令和6年 (5月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	増減数		増減率	
死傷者数	死亡者数					死傷者数	死亡者数		
全産業		738	9	692	6	46	3	6.6%	50.0%
1 製造業		142	3	136	3	6		4.4%	
	1 食料品製造業	91	3	81	2	10	1	12.3%	50.0%
	4 木材・木製品製造業	9		5		4		80.0%	
	9 窯業土石製品製造業	6		10		-4		-40.0%	
	11~12 金属製品製造業	10		5		5		100.0%	
	13~15 機械機具製造業	13		20		-7		-35.0%	
	上記以外の製造業	13		15	1	-2	-1	-13.3%	-100.0%
2 鉱業		1		3		-2		-66.7%	
3 建設業		106	4	108	1	-2	3	-1.9%	300.0%
	1 土木工事業	40	3	41		-1	3	-2.4%	
	2 建築工事業	52	1	46		6	1	13.0%	
	3 その他の建設業	14		21	1	-7	-1	-33.3%	-100.0%
4 運輸交通業		67	1	75		-8	1	-10.7%	
	1 鉄道・航空機業			1		-1		-100.0%	
	2 道路旅客運送業	4		7		-3		-42.9%	
	3 道路貨物運送業	63	1	67		-4	1	-6.0%	
	4 その他の運輸交通業								
5 貨物取扱業		11		9		2		22.2%	
	1 陸上貨物取扱業	4		4					
	2 港湾運送業	7		5		2		40.0%	
6 農林業		42	1	42	1				
	1 農業	18		27		-9		-33.3%	
	2 林業	24	1	15	1	9		60.0%	
7 畜産・水産業		37		35		2		5.7%	
8 商業		90		85		5		5.9%	
	1 卸売業	13		9		4		44.4%	
	2 小売業	67		66		1		1.5%	
	3 理美容業								
	4 その他の商業	10		10					
9 金融・広告業		5		5					
11 通信業		6		8		-2		-25.0%	
12 教育・研究業		5		9		-4		-44.4%	
13 保健衛生業		130		98		32		32.7%	
	1 医療保健業	49		41		8		19.5%	
	2 社会福祉施設	80		53		27		50.9%	
	3 その他の保健衛生業	1		4		-3		-75.0%	
14 接客娯楽業		33		33					
	1 旅館業	9		4		5		125.0%	
	2 飲食店	15		20		-5		-25.0%	
	3 その他の接客娯楽業	9		9					
上記以外の事業		63		46	1	17	-1	37.0%	-100.0%
	10 映画・演劇業	1				1			
	15 清掃・と畜業	38		19		19		100.0%	
	16 官公署								
	17 その他の事業	24		27	1	-3	-1	-11.1%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		67	1	71		-4	1	-5.6%	
第三次産業（8~17）		332		284	1	48	-1	16.9%	-100.0%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8~17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

企業向け



鹿児島労働局雇用環境・均等室

これって「就活ハラスメント」？

「就活ハラスメント」とは、「就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント」のことをいい、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。



面接で「恋人はいるのか」と質問されたり、オンライン面接時に「全身を見せて」と言われた。



女子学生に対し、採用の見返りに不適切な関係を迫った。これを断ると、「うちの会社には絶対入社させない」と不採用にした。



自社の内定を出す条件として、就活生に対して他企業からの内定を辞退するよう迫る、いわゆる「オワハラ」をした。



インターンシップ中の学生に対し、人格を否定するような暴言を吐いた。

出典：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/syukatsu_hara/student/

企業向け

企業は「就活ハラスメント」防止への対応を！

就活ハラスメントは、企業にとって大きなリスク 

ハラスメントを受けた学生にとって大きな心理的ダメージとなるだけでなく、企業にとっても、

- 「就活ハラスメントを起こした会社」として、企業の社会的信用を失い、企業イメージの低下
- 就職後の職場でもハラスメントが横行している会社だと学生に認識され、応募が減少する可能性
- 働いている従業員にも、働く意欲やモラルの低下により生産性に悪影響が及び、貴重な人材の退職・流失等のリスク

が生じる重大な問題です。

重要

労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法に基づく指針においては、就活ハラスメントを防止することが望ましいと明記されています。

- 雇用管理上の措置として、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生等に対するハラスメントについても同様の方針を示すことが望ましい
- 就職活動中の学生等から職場におけるハラスメントに類すると考えられる相談があった場合に、その内容を踏まえて、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい

具体的には、

- 全従業員（特に採用担当者）に対し、就活ハラスメントを含む、すべてのハラスメントを禁止する方針を明確にしましょう。
- 就活ハラスメントを行った場合には、その行為者を処分する社内規定や規則（懲戒処分等）を設け、周知しましょう。
- 採用担当者を含む従業員にハラスメント防止に関する研修を継続的に実施しましょう。階層別に研修を実施するのも効果的です。
- 学生と接する際、採用担当者は可能な限り2名以上とし、オンラインも含め面談やオリエンテーションの際は複数名で対応するなど、採用活動におけるルールを明確にしましょう。
- 学生向けに就活ハラスメント相談窓口を設置し、周知しましょう。

令和6年 賃金構造基本統計調査

にご協力ください

厚生労働省では、毎年7月に賃金構造基本統計調査を実施しています。
対象となる事業主の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、調査票へ
ご回答いただきますようお願い申し上げます。

賃金構造基本統計調査とは、どのような調査ですか？

「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための統計調査です。この調査は、国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

賃金構造基本統計調査の対象は、どのように選ばれますか？

常用労働者5人以上の民営事業所及び10人以上の公営事業所の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査対象になります。令和6年の対象となる事業所は、全国で約8万事業所です。

調査票はどのような提出方法でよいのですか？

調査関係書類を郵送でお届けいたします。同封の調査票にご記入の上、**7月31日までに同封の返信用封筒で郵送していただくか、またはオンラインでご提出ください。**

調査結果は、どのようなことに利用されていますか？

調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されています。そのほか、各都道府県最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料、雇用・労働に係る国の政策等の基礎資料として活用されています。※ご提出いただいた調査票の内容は、集計して統計を作成する目的のみに使用されます。税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。

調査の趣旨や重要性をご理解いただきまして、期限内の提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、調査票への回答方法でご不明な点がございましたら、鹿児島労働局賃金室までお問合せください。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

～重点事項～

Point

1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point

2

勤務シフトの設定を適切にしましょう！

Point

3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point

4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point

5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



新しい働き方・休み方が 始まっています。

時間単位の年次有給休暇を 導入しましょう！



新しい生活様式のためには、新しい働き方と休み方が求められます。
時差通勤には、始業・終業時刻の変更やフレックスタイム制のほか、
時間単位の年次有給休暇の柔軟な活用も考えられます。



（働き方・休み方改善ポータルサイト）



（年次取得特設サイト）

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト [検索](#)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン

全衛連総合精度管理調査結果について

（公社）鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）は、労働安全衛生法に基づいて健康診断を実施している労働衛生機関の令和5年度における精度管理調査評価結果の概要を公表しました。

本会の健康診断機関であるヘルスサポートセンター鹿児島の精度管理調査結果を次のとおりお知らせ致します。

今後も働く人たちの健康確保と快適な職場環境づくりを目指し、優良な健康診断施設として高い精度を維持してまいりますのでご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

精度管理評価結果				
労働衛生	臨床検査	胸部X線	腹部超音波	胃X線
優	優	優	優	優

※優は、総合評価A評価合計点の平均が85点以上

第52回（令和6年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

公益財団法人安全衛生技術試験協会より標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりご案内致します。
詳細につきましては、試験協会へお問い合わせ下さい。

1 試験の区分

- ◇ 労働安全コンサルタント試験
- ◇ 労働衛生コンサルタント試験

2 筆記試験

- 試験日 令和6年10月22日（火）
- 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター） 他

※口述試験は、試験案内書で確認されるか試験協会にお問い合わせ下さい。

3 受験申請

- 受付期間 令和6年7月1日（月）から7月31日（水）までの間（消印有効）
※筆記試験全科目免除者は、11月1日（金）から11月15日（金）まで
- 受付場所 （公財）安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

4 受験申請書等

- 頒布場所 試験協会本部又は当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）に準備してあります。
- 頒布期間 令和6年5月7日（火）から11月15日（金）までの間

詳細の問い合わせ先

（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）

電話 0942-43-3381

第83回

全国産業安全衛生大会



参加申込
6月上旬より
受付開始

令和6年

開催期間 **11月13日水** **15日金**

オンライン限定プログラム視聴期間：令和6年11月13日(水)～29日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

総合集会：**広島県立総合体育館**
(広島グリーンアリーナ)
 分科会：**広島国際会議場**
 広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ

参加費

一般 1名 16,500円 (税込)
 中災防賛助会員 1名 8,250円 (税込)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館

総合集会 特別講演



「熟達しつづけるために」

Departare Partners 代表
元陸上選手

為末 大氏

インターネットでのお申込みは特設ウェブサイト(サイトオープンは5月上旬)から。
 詳しくは中災防ホームページ (<https://www.jisha.or.jp/taikai/>) をご覧ください。

- 【主催】中央労働災害防止協会
- 【協力】公益社団法人 広島県労働基準協会・中国ブロック各労働基準協会
- 【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILCO駐日事務所、広島県、広島市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人中国経済連合会、広島県経営者協会、広島県商工会議所連合会、広島商工会議所、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会広島県連合会、一般社団法人広島県医師会、広島県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work . Safe Life ～

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
 TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

令和6年8月、9月 講習開催のご案内（7月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	小型移動式クレーン運転	8/26~28	7/1	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	不整地運搬車運転	8/27~28	7/1	会員 37,840円 一般 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習修了者
	金属アーク溶接等 作業主任者限定	8/30	7/1	会員 12,210円 一般 12,870円	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 9/2~6	7/8	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
		【科目免除者】 9/2~3		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	石綿作業主任者	9/5~6	7/8	会員 15,620円 一般 16,280円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 9/9~13	7/16	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 9/9~10		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
	玉 掛 け	9/9~11	7/16	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	
特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	9/12~13	7/16	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティホールとなります。	
ガ ス 溶 接	9/17~18	7/22	会員 11,550円 一般 11,880円		
車両系建設機械運転 (解体用)	9/19	7/22	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者	
有機溶剤作業主任者	9/19~20	7/22	会員 15,620円 一般 16,280円		
[普通自動車運転免許証等写し必要] 高所作業車運転	9/24~25	7/29	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者	
			【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者	
酸素欠乏・硫化水 素危険作業主任者	9/25~27	7/29	会員 21,340円 一般 22,110円		
特別 教育	研削といし(自由研削用)	8/26	7/1	会員 11,220円 一般 12,320円	
	アーク溶接等	9/2~4	7/8	会員 18,810円 一般 22,110円	
その他	安全管理者選任時研修	9/17~18	7/22	会員 17,050円 一般 21,450円	

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

（ご注意：本年度から Web 予約が必要です）

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習 玉 掛 け	8/27～29	7/1	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

（ご注意：本年度から Web 予約が必要です）

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習 不 整 地 運 搬 車 運 転	9/2～3	7/8	【全科目者】 会員 37,840円 一般 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者

鹿屋地区での講習会のお知らせ

（ご注意：本年度から Web 予約が必要です）

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習 [普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	9/9～10	7/16	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者

岩川地区での講習会のお知らせ

（ご注意：本年度から Web 予約が必要です）

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習 小 型 移 動 式 ク レ ー ン 運 転	9/17～19	7/22	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	

川内地区での講習会のお知らせ

（ご注意：本年度から Web 予約が必要です）

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習 玉 掛 け	9/24～26	7/29	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講資格
8/6～7	7/3～5	38,280円	7/9	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

- 〈備考〉
- 1 受講資格が必要です。
 - 2 Web 申込（入力）時は顔写真、本人確認書類、資格を証する書類等の準備が必要です。
 - 3 申込可能時間は終日です。申込開始日以降に申込可能となります。
 - 4 定員（70名）に達した場合は Web 申込は終了となります。
 - 5 詳細につきましては、ホームページ『建築物石綿含有建材調査者講習（一般）Web 申込』をご覧ください。